平成２０年度第４回　函館市地域福祉計画策定委員会　会議概要

■ 日時　平成２１年１月８日（木）　午後６時３０分～８時１５分
■ 場所　市役所本庁舎８階第２会議室
■ 協議事項
　１　新計画の内容の検討について
　２　その他
■ 配付資料
（机上配付）
・　策定委員会での意見・要望について（第４回資料１）
・　「課題解決に向けての基本的な方策」の見直し比較（第４回資料２）

■ 出席委員（１１名）
池田委員，落合委員，金谷委員，熊坂委員，後藤委員，小林委員，
谷口委員，長倉委員，松永委員，三浦委員，三谷委員，

■ 欠席委員（７名）
亀井委員，木下委員，齊藤委員，永澤委員，中村委員，野村委員，
安川委員

■ 事務局職員
福祉部　中川部次長
　福祉推進課　川手課長，亀田主査，關主事
函館市社会福祉協議会
　地域福祉部地域福祉課　武井課長，三國主査

■ 会議要旨
１　開会（午後６時３０分）

關主事
・　定刻となったので，平成２０年度第４回函館市地域福祉計画策定委員会を開催したい。はじめに，委員の欠席について報告する。亀井委員，木下委員，齊藤委員，永澤委員，中村委員，野村委員，安川委員については，本日欠席する旨の連絡をいただいている。
・　続いて，資料の確認をさせていただく。前回お送りした資料１「「課題解決に向けての基本的な方策」の見直し比較」，資料２「地域福祉計画を推進するための具体的な施策の検討」，資料３「地域福祉計画に係るこれまでの意見等」である。本日，お持ちでない方はいるか。
　また，机上にお配りしている，第４回資料１「策定委員会での意見・要望につい

て」，第４回資料２「『課題解決に向けての基本的な方策』の見直し比較」である。配付されていない方はいるか。

２　協議事項

關主事

・　それでは，協議事項に入らせていただく。三浦委員長を議長として委員会を進めてまいりたい。

三浦委員長

・　会議次第にしたがって進めてまいりたい。協議事項(1)は新計画の内容の検討についてである。前回配られた資料１の１１～１２ページの「６　意識の醸成」について新計画案として記載された内容・表現等が私どもが見直しをした結果としてふさわしいかどうかご意見をいただきたい。

　意識の醸成というと，この地域福祉というものを市民の皆さんが同じようなイメージをしていただけるように，民間と行政が共に力をあわせて対等にまちづくりをしていくという意味もあるかと思う。そういう意識が市内全域に行き渡らないと地域福祉というのは進んでいかないと思うので新計画案が十分かどうか精査願いたい。

・　基本的な考え方の新しい案で，「地域福祉を推進するためには，社会福祉の意義を市民自らが理解し」という表現があるが，市民の皆さんが「地域福祉」と「社会福祉」の違いを正しく理解できるのかと素朴な疑問を感じている。単純に地域福祉の意義をよく理解していただくということであれば「～地域福祉を推進するためには，その意義を市民自らがよく理解し，～」の方がわかりやすいのではないか。

・　「(2)現状と課題」の「利用者の尊厳の重視と権利擁護事業，成年後見制度の周知啓発」が削除になっている。権利擁護については，地域福祉の基本的方向である「福祉サービスの適切な利用の促進」の例とされており，地域包括支援センターが実際にやっている。権利擁護，成年後見制度，虐待防止ネットワークなどは，まだまだこれからなのではないかという感じがする。単純に削除するのは早いのではないか。

　これについて意見等があればいただきたい。地域包括支援センターで活動されている三谷委員はいかがか。

三谷委員

・　私も確認したいと思っていた。もしかしたら全体の中でこの項目だけ各論になっているから，バランスを取るために外されたのではと考えていた。また，社会福祉の意義とサービスの適切な利用という流れからくると，「(2)現状と課題」の「また，福祉サービスが，行政が決定する『措置』から利用者の選択に基づく『契約』へと変わるなかで，利用者の権利擁護事業の充実が求められています」という部分も残した方が良いと思う。

三浦委員長

・　これについて事務局はどう考えるか。

川手課長

・　三谷委員がおっしゃるように福祉サービスが措置から契約に変わるという部分は，平成１２年の社会福祉基礎構造改革の流れであるが，一定程度時間が経過しており，現在は各種制度で既に取り組まれているのでこれについては削除しても良いと考えた。権利擁護についても同様である。皆さんの意見の中でまだそういったものは残すべきだということであれば計画に記載するのでご検討いただきたい。

三浦委員長

・　関連してご質問等あればいただきたい。

三谷委員

・　今の事務局の見解をいただいたうえで，権利擁護などは今後地域福祉計画を住民の方々と一緒に考えていくうえでは難しい言葉と捉えられるかもしれない。今のような書き方よりもう少しやわらかめに表現し，実際の普及活動の中で具体的にＰＲしても良いと思う。

三浦委員

・　この権利擁護事業や成年後見事業を直接表現しなくても，それに類する分かりやすい表現でも良いということか。

・　事務局の説明，三谷委員からのお話しもあったが，根底はサービスを提供する方，利用する方が対等であるという視点であるから，そのことをうたっていれば，ある意味ではこの権利擁護，成年後見制度ができた経緯は生かされていることになるかと思う。もう少し事務局で精査していただきたい。

川手課長

・　趣旨を残すということで整理させていただきたい。

三浦委員長

・　地域福祉とは何かを市民に理解してもらうことが根底に必要なので，福祉教育の推進という趣旨の内容があれば良い。

・　「行政ができること」の中に，「出前講座等の機会を捉えた意識の啓発」とあり，これは非常に意味のあることだと思うが，私はこの地域福祉に関しては，出前講座というよりは，行政が地域にどんどん入る，あるいは社会福祉協議会にお願いする，あるいはタイアップして地域に入って行くことが必要である。この計画ができた後にこの計画の内容・趣旨を市民の皆さんによくご理解いただく必要がある。そのようにしなければ，今までの住民懇談会やアンケート調査にもあるように，計画の存在そのものを知らないということになる。そういう意味でも福祉教育の推進がうたわれれば良いと思う。

落合委員

・　この計画書ができたら，学校関係はもちろん，町会，ＮＰＯなど各種団体に対し，できるだけ幅広く周知徹底する必要がある。また，報道機関を利用しての更なるＰＲも必要ではないか。

松永委員

・　前回の資料１で右側の「見直しの視点・考え方」を読むと，非常にすんなりと内

（松永委員（続き））

容が頭に入ってくるが，新計画案の項目だけを読んでいくと，箇条書きという限定はあるかと思うが，ピンとこない。もし，計画書を作る段階でコラムのような形式でも良いので，ここまでたどり着いた細かい経過も載せたらどうかと思う。

三浦委員長

・　親しみやすさ，分かりやすさや身近さを与える表現の工夫ということか。

・　他に意見がなければ資料２に移りたい。これらの施策については今までになかった項目だが，委員の皆さんの意見をいただいて加えられた。見直しの一番の大きな特徴になり，大事なところだと思う。

・　施策に対する考え方は策定委員会での意見，あり方に関する研究会報告書でも出ている。

・　圏域の設定は地域福祉が具体的に進んでいくことを自らこの目で確認できる方法の一つであり，住民が直接参加して自ら実践していく手法の一つでもある。これを函館のスタイルとすれば，コーディネーターの設置や，モデル地区の設定ということにつながるかと思う。

三谷委員

・　民生委員の方面やブロックを活かした仕組みづくりをできないか。民生委員は子どもから高齢者までの実情をよく知っており，組織系統も洗練されている。方面とブロックは町会ごとの編成になっており，町会や在宅福祉委員の単位とも一致すると思う。学区などと比べると，圏域としては洗練されていると思う。

池田副委員長

・　方面は単独の町会のところもあるが，２，３の町会を合わせて設定され，１～２９方面まである。ブロックは１～５方面を合わせて１つの単位になっており市内に６ブロックある。ブロックごとの活動は年に１回くらいである。

三谷委員

・　ブロックは市の６圏域と合っているのか。

池田副委員長

・　合っている。

・　学校の先生達との関わり方が文章に出ていない。小中学校の先生方との横の連携や協力が必要である。そういうことを文章化して入れて欲しい。民生児童委員への情報提供について各学校で温度差がある。できれば学校から民生児童委員に対しても情報を出して欲しい。具体的に計画に書けとはいわないが，そういったニュアンスの文言があれば子どものための福祉は前進すると思う。

長倉委員

・　ＰＴＡもブロック分けをして，各単Ｐとして，ブロック単位での交流会での意見交換等は多少ある。

三浦委員長

・　ブロックというのは何校か集まって構成されるのか。

長倉委員

・　私は第４ブロックに属しており，上湯川小学校，高丘小学校，東小学校，石崎小学校，旭岡小学校，亀尾小学校，鱒川小学校などがある。ブロックによって学校の数は違うが，市内を数ブロックに分けている。

三浦委員長

・　地域福祉計画では，児童，高齢者，障がい者の３分野を包括していることもあり，表現を特化していないのだが，イメージを描けるようにしなければならない。学校単位とか，ＰＴＡのブロック単位なども検討する必要があるが，実施する段階での検討課題になると思う。

熊坂委員

・　公設民営でできるかはわからないが，私もぜひコーディネーターを設置して欲しいと思っている。地域包括支援センターが役割を持つかもしれないが，コーディネーターが地域の中で直接高齢者や障がい者に手をさしのべるというよりは，民生委員と団体等を結びつけることや，引っ越してきた子どもを地域の児童館や子ども会と結びつけるなどのことを指導する。地域と家庭を結びつけるとか，あるいは市役所とか，福祉施設とかを関係づけられる能力を持った人が必要だと思う。地域には階層ごとに団体があり，そういったものを重層的に結びつけられる人材が必要と思う。実際にはかなり勉強しなければならないが，必ず必要となる機能であるので，そういう人を養成して欲しいと思う。

三浦委員長

・　コーディネーターは地域福祉活動の指導者，推進者，つなぐ人，それからファシリテーター機能があると思う。

後藤委員

・　先程の「意識の醸成」での議論だが，これを見ると，助けられたり，助けたりということが根本になって，そのためにどうするかということだと思う。そのために権利擁護などについて入れるかどうか議論していたが，今になって入れない方が良いと思った。

・　具体的な施策について理解しづらいので，もう少しわかりやすいと良い。

三浦委員長

・　今，熊坂委員，後藤委員から発言あったが，関連の意見はないか。

池田副委員長

・　児童館の活用について記載がない。少なくとも去年の春から児童館ではひろば館事業ということで予算がついており，他にもいろいろと事業をやっている。

三浦委員長

・　池田委員の今の発言は，どの部分か。

池田副委員長

・　１２ページ「６　意識の醸成」の「地域ができること」の「町会館や集会所などで，高齢者や障害者，児童との交流を推進する」 に児童館という言葉が使われていないので，指摘しておきたかった。

三浦委員長

・　後で，事務局で整理して整理していただくことにしたい。「具体的施策の検討」に戻りたい。

三谷委員

・　旭川市についての具体的な情報はあるのか。「人を集めて」とあるが，具体的にどのような立場の方でどうやっているのか。

亀田主査

・　「モデル地区での実践」に記載されているのは，策定委員からの意見を採用したものであり，事務局では具体的な取組みはおさえていない。

三浦委員長

・　たまたま私は資料を持っているのだが，まだ具体化されていないようだ。大まかに言うと，旭川市の圏域で一番小さいところが小地域ネットワークで，町内会の単位であるが，ここでは見守りや防災などの活動をする。その上が小中学校単位であり，地域福祉ネットワークといっているが，そこで地域ケア会議などが行われている。その次が一番大きい旭川市内全域のネットワークで，３段階となっているようである。

谷口副委員長

・　旭川市のサロン化の方法だが，モデル地区を決めて町会館や児童館を借りて週に何日か喫茶室を開き，そこで歓談したり雑談をしたりというような取組みである。

・　函館の在宅福祉委員会という取組みは他の地域では見られない先進的なものである。函館のような規模で全市的に一定の組織を作って活動しているところはないと思う。在宅福祉委員会については誇っても良いと思う。

三浦委員長

・　谷口副委員長からお話があったように，函館市ならではの社会資源があり，それを伸ばす方策が必要だと思う。

・　熊坂委員からは，お年寄りが中心でやっておられる活動を他にボランティアやＮＰＯ，若い方が加わっていくことによって活性化させる，また，それをつなぐ役割がコーディネーターに期待されるとの意見であった。

・　函館市の場合，圏域の輪のあり方を今後つめていくことになると思うが，小さい方から言うと，隣近所の関係がある。ここではこの間意見をいただいたあいさつから始まり，助け合い，支え合い，見守りなどがある。その上は町会であり，函館市の場合，その次の段階の組織は，町会連合会になると思う。旭川の場合であれば市内に約６０か所の協議会がある。函館では町会の上に校区単位というものが必要かということを検討する必要がある。本日，民生委員のブロックや，学校の単位などが範囲の候補として挙げられたが，それらの実態を良く調べてつめていく必要がある。その上には老人保健福祉計画の６圏域があり，これは地域包括支援センターの６圏域と同じである。ここまでくると，保健・医療・福祉の社会資源が大体そろってきて，役割が果たせると思う。その上が市内全域の範囲となる。

谷口副委員長

・　児童館と町会で上手に連携しているところもある。そこで，例えばその連携にＰＴＡをどう巻き込んでいくか。あるいは他のボランティア団体をどうやって組み込んでいくか。熊坂委員も言っていたが，その辺の役割をどこがどのように担うのか。ボランティア団体で非常に活発なところがあるから，そういった団体をいかにして活用するかがこれからの課題だと思う。

三浦委員長

・　今，何名かの委員から意見をいただいた。この３本の柱を活かすという考えだが，皆さん方も大体同じ考えということでよろしいか。

委員

・　異議なし。

三浦委員長

・　この資料２の形になるが，この原案でいくと，「具体的な施策の検討」，「圏域のあり方の検討」，「コーディネーターの設置の検討」とそれぞれ「検討する」となっている。これは計画だから，やってみた結果が検討のみで終わることはあるが，最初から検討するという姿勢は計画としてふさわしくないと個人的に考えるが，皆さんはいかがか。

熊坂委員

・　コーディネーターがきちんと整備されれば，いろいろなものが重層的に結びつくことができる。だから，モデル地区のみでもよいからコーディネーターはぜひ設置して欲しい。サービスが必要であっても，障害者手帳該当者でなければ，福祉制度の適用にならないなどの例はたくさんある。しかし，ボランティア団体であれば，手帳がなくてもサポートすることができる。コーディネーターがいれば，そういったものをつなぐ役割も期待できる。

三浦委員長

・　原案を見ていくと，圏域の設定，コーディネーターの設置，モデル地区を誰がやるかということが明確になっていない。これはやはりある程度ははっきりさせる必要がある。

・　あり方研究会の報告書にもあるが，圏域を設定するのは，個人でも地域でも難しい。市内全域を見渡す視点が必要であるから，行政が十分地域の実態を精査したうえで圏域の考えを打ち出すことがひとつの方法と思う。当然，それぞれ地域や社会福祉協議会などのご協力も必要である。

・　地域福祉コーディネーターについては，あり方研究会の報告書では，行政が支援して設置するようにすべきと書かれている。行政が直接やるのは難しいと思うので，行政の支援のもとで地域団体がやるのが良いと考える。私は社会福祉協議会がそれに該当すると思うが，以前，社会福祉協議会の谷口副委員長から，現状ではコーディネーターを社会福祉協議会が担うのは難しいとご発言があった。考え方とすれば，行政が支援をして社会福祉協議会にやっていただく。福祉の専門職，これからは社会福祉士となると思うが，そういう人をまず置いて，いろいろな方にボランティア

（三浦委員長（続き））

的に参加をいただいて，そのキーパーソンの一人を中心にして力添えいただいて実践をしていくのが良いかと思う。谷口副委員長のお考えはいかがか。

谷口副委員長

・　社会福祉協議会には地域福祉課があるが５人しかいない。赤い羽根募金を担当しており，市から委託されている事業を担当するところでもあるので大変忙しい。だが，モデル地区でも作って，そこへ一人か二人配置し，重点的に活動するのであればできるのかもしれない。高齢でない町会役員に協力してもらうとか，あるいはＰＴＡの役員などに民生委員の活動に協力してもらうとか，そういう連携も必要だが，それをつくるのは大変だと思う。

武井課長（社会福祉協議会）

・　地域福祉コーディネーターについて，社会福祉協議会は地域福祉の拠点であるし，コーディネーターの担い手にならなければならないことは認識している。しかし，会長がおっしゃったように，地域福祉コーディネーターの配置というのは，社会福祉士などの資格を持った職員が研修等を重ね，各団体の内容を把握しながらやっていかなくてはならないと考えるが，ただ，現実に人件費の問題などがあり，理事会等を経ながら検討していかなければならない。

三浦委員長

・　苦しい中でも前向きの回答をいただいた。

熊坂委員

・　社会福祉協議会がコーディネーターを担うという考えも良いが，執行の元締めを社会福祉協議会がやり，具体的な人員の配置は地域包括支援センターが行う形のほうがより身近になるのではないかと思う。

三浦委員長

・　地域包括支援センターがコーディネーターの役割を担い，社会福祉協議会が束ねるという形ではどうかという意見であった。

・　地域福祉コーディネーターであるから，地域包括支援センターの今の機能を越えることになるかと思う。ただ，都市によっては，併設という形で地域包括支援センターに障がいを持った方のための相談窓口を置いているところもある。

・　地域包括支援センターの業務は介護保険法の改正によりできてきた介護保険制度の範囲であるから，今の制度でいくと限界の念を持たざるを得ない。しかし，一番移行しやすい立場にあるのは確かである。

・　地域包括支援センターの役割を児童・障がいまで広げるというのは，別の視点で考えざるを得ない。その部分に人を配置してやるとまた，お金がかかるということになると思う。

後藤委員

・　社会福祉協議会では相談員が年間を通して配置されており，地域の困った人たちの相談を受けている。これも有効だと思うので，活用すれば良いと思う。

（後藤委員（続き））

・　池田副委員長がおっしゃった，学校の情報開示については，私も同意見である。情報開示を何かの形で文章にしてもらえれば助かる。

・　福祉灯油の周知について，市からローラー作戦をかけるよう民生児童委員連合会に依頼があった。協力はするが，二の足を踏むのは，非課税世帯が対象であるから，訪問しても失礼に当たる可能性がある。市で情報開示をしてくれれば対応しやすいと思う。民生委員は守秘義務を持っていのに，絶対に開示してもらえないので，その辺が融通できるものを考えてもらえればと思う。

三浦委員長

・　この３本柱については，賛同のご意向のようだが，よろしいか。

委員

・　異議なし。

三浦委員長

・　これからの具体的な進め方については，今後決めていただくということになる。

・　いずれにしても，コーディネーターについては，行政の支援のもとに社会福祉協議会がやるということがひとつの方法である。

・　熊坂委員からの提案もご意見として承りたい。

・　また，「検討」という表現は使わないということで意見を申し上げたが，同意いただけるか。

委員

・　異議なし。

三浦委員長

・　施策をどこがやるかということはある程度いわなければ，市民の方が見ても分からないので，そういう形にしたい。

・　３本柱の記載方法についてはいくつかの方法が考えられるが，個人的にはあまりこだわる必要はないと思う。要するにこの意図するところが計画にうたわれていれば良いと思う。これについて意見があれば承りたい。これを確実に計画の中に落としていただければ良いと思う。後の形は事務局で精査していただくという形でよろしいか。

委員

・　異議なし。

三浦委員長

・　では，第３回の時に配付した資料１および資料２の検討について終わらせていただく。

・　次に本日配られた第４回資料１および第４回資料２について事務局から説明をいただきたい。

川手課長

・　第４回資料１，第４回資料２の２種類の資料をお配りしているので，見比べながら説明したい。

・　第３回委員会で「１　地域での支援体制の構築」から「５　活動の場としての社会資源の活用」まで終了した。残った「６　意識の醸成」と，「地域福祉計画を推進していくための具体的な施策の検討」について本日ご協議いただいたが，日程的に余裕がないので，前回皆さんからいただいた意見をまとめながら，どのような修正をしたかをご報告させていただく。本日議論いただいた部分については，次回に報告したい。

「１　地域での支援体制の構築」

・　「(1)基本的な考え方」において，「福祉サービスを必要とする人をなぜ特定して取り上げたのか，それでは偏見になるのではないか」とのご意見をいただいたので，福祉サービスを必要とする人も必要としない人も全てという意味合いを持って，「全ての住民」と修正した。

（該当箇所　第４回資料１－p.1，第４回資料２－p.1）

・　「(3)推進の方向性」において「若い世代の参加の仕方，働き盛りの世代の参加の仕方，団塊の世代の参加の仕方はそれぞれ違う」とのご意見をいただいた。これについては，表現を変えて２本立てにした結果，参加の仕方の違いをどのように出すかという工夫をし，若い世代あるいは働き盛りの世代というのは，時間的な制約があり，あるいは１人では参加しづらい環境にあるというようなことで「若い世代や働き盛りの世代が参加しやすい環境づくり」とし，一方，団塊の世代の方については，逆にどんどん参加を促して，マンパワーとして是非ご活躍をいただきたいということで「団塊の世代の活動への参加の促進」という表現とした。

（該当箇所　第４回資料１－p.1，第４回資料２－p.1）

・　「(4)策定委員会と地域懇談会の意見等」において「向こう三軒両隣の基本となるのは隣同士の挨拶である」とのご意見等をいただいたので，挨拶は基本中の基本だという認識から，「隣近所へのあいさつから始まる声かけが支え合いにつながる」という表現で修正した。

（該当箇所　第４回資料１－p.1，第４回資料２－p.1）

「２　住民参加・人材育成の促進」

・　「(2)現状と課題」において，行政や地域包括支援センターなどの相談窓口へつなげる役割を担う人の確保ということで，「メーリングリストなどのインターネット等活用とした文書通達ということで情報供給できるのでは」とご意見をいただき，これについても検討した。その結果，メーリングリストは情報伝達の道具としては非常に有効であり，便利な道具であるが，メーリングリストを使うのも，運営するのも人であるということから，基本はやはり人であると考えた。実際の施策展開の中ではそういったものを活用するという基本的な姿勢は当然あるが，計画書については人という表現でこのままにさせていただきたい。

（該当箇所　第４回資料１－p.2，第４回資料２－p.3）

・　「(6)地域ができること」について，計画案では「地域住民にとって魅力ある活動となるように工夫する」としていたが，「住民の皆さんがこれを見てイメージできなければ意味がなく，飾り文句になってしまう。もう少し具体的な表現にできないのか」というご意見，ご指摘をいただいた。魅力ある活動と一口にいっても人それぞれ魅力を感じる部分に違いがあり，なかなか計画に書きづらいということで，これについては「(4)策定委員会・地域懇談会での意見等」の「町会活動に携わる人は高齢化し，やることが地味となり魅力がないかもしれない」から，その裏返しが魅力ある活動が必要だということで読み取っていただくこととして，この部分については削除した。

（該当箇所　第４回資料１－p.2，第４回資料２－p.4）

・　資料１には書いてないが，そういった活動している方の参加を促すという手法で，報道を使った周知，あるいは検証等も必要ではないかとのご意見をいただいた。こちらも，どういった方法が可能か検討したが，計画書に書き込むということについては難しさがあるため，具体の施策の中で検討させていただきたい。

「３　活動団体の連携体制の構築」

・　「(6)地域ができること」における，「地域の中で地域包括支援センターを中心とした保健師・かかりつけ医等のつながりをつくる」については，「どこの保健師か特定するのが難しい」あるいは「保健師というよりは地域にいる福祉専門職の方が良いのではないか」とのご意見をいただいた。こちらについては，地域包括支援センターが既に介護，介護予防といった切り口で民生委員や在宅福祉ふれあい委員とのネットワークを構築しているので，そういったネットワークを活用するということで，表現としては，「地域包括支援センターが有する関係機関とのネットワークを地域活動に活用する」という表現にした。

（該当箇所　第４回資料１－p.2，第４回資料２－p.6）

・　同じく「(6)地域ができること」で「個々の団体で対応できない課題は，他の団体と連携して解決策を見出していく」と表現していたが，もう少し具体的にという意見があり，原形の意味するところを少し詳しく，「個々の団体で対応できない課題は，他の団体の取組みを参考にするなど，連携を深めて解決策を見出していく」とした。具体的には他の活動事例を参考にする，あるいは場合によって他の団体のサービスと補完しあうような格好で解決策を見出すというような趣旨で書き換えた。

（該当箇所　第４回資料１－p.2，第４回資料２－p.6）

・　「(7)行政ができること」における，「従来の町会，民生委員・児童委員を主体とした活動に加えて，ボランティアやＮＰＯ，サービス提供事業者，地域包括支援センターなどが連携した，新しい地域活動の展開を支援する」について，「難しいのではないか。あるいは取組みが進んでいないのであれば，同じようなことを書いても期待できない。今まで出来なかったことをまたやると書くよりは，出来ることをやるという表現の方が良いのでは」とご意見をいただいた。これについては，連携した新しい地域福祉活動というのは，やはり地域福祉の基本的な姿勢として不可欠

であると考える。確かになかなか難しくて連携が進んでいないのはご指摘の通りだが，私ども行政も汗をかきながら進んでいきたい。汗をかくことは不可欠であろうということでこのまま書くということでご了承いただきたい。
（該当箇所　第４回資料１－p.2，第４回資料２－p.6）

４　情報の共有化の促進

・　「(2)現状と課題」について文章の流れがつながらない，また，日本語的におかしいのではないかというご指摘があり精査をした。表現あるいは，主語，述語，それぞれの関わり等を整理した結果，表現を変更した。記載の内容については変わっていないので説明は省略させていただく。
（該当箇所　第４回資料１－p.3，第４回資料２－p.7）

・　「(5)私達ができること」で，「日頃から健康づくりに関心を持つ」という計画案について，「関連が理解しにくい」，「同じような項目が『６　意識の醸成』にもある」というご指摘があったので，「６　意識の醸成」に統合して，このページからは削除することとした。
（該当箇所　第４回資料１－p.3，第４回資料２－p.7）

５　地域資源の活用

・　「(3)推進の方向性」において，「子育て支援の社会資源についても，十分ではないが展開されてきているので，何らかの形で含むことはできないのか」あるいは「その他」の部分で，「小学校や学童保育など，放課後の子どもの付き合い，そういったものについても，触れてはいかがだろうか」，また，「(4)策定委員会等の意見」の中で，「子育ての拠点があればいい，『地域ができること』あたりに載せた方が良いのではないか」というようなご指摘をいただき，本日の委員会でも，副委員長から同じように児童館の記載についてどうだろうかとの意見をいただいた。これらについては，最初からご説明しているように基本的な考えとしては，地域福祉計画は子育て，障がい者，高齢者全てを含んでいるもので，どちらかというと高齢者の取組みが非常に多いようなイメージを皆さんお持ちだと思うが，実際の考え方としては，それぞれを含んでいる。そこで，イメージしやすくするために，９ページの「推進の方向性」の記載を少し変えて，「町会館をはじめ，保育所，児童館，特別養護老人ホーム等の社会福祉施設などの社会資源を活用し～」とした。（該当箇所　第４回資料１－p.3，第４回資料２－p.9）

・　「その他」にある「子どもの付き合い」，あるいは「子育ての拠点」などについては，先ほど副委員長からご指摘があった。市としては，そういった町会の活動あるいは子育てサロン，さらには集いの広場には取り組んでいる。ただ，地域福祉計画という計画の性格上，あまり具体的なものについては個別の計画と違って記載はなかなか難しい。高齢者だけではなく，子育てや障がい者福祉といった，そういった部分も間違いなく地域福祉の範疇であるということで，今後もそういった周知に努めていただきたいということで，ご理解をいただきたい。
（該当箇所　第４回資料１－p.3，第４回資料２－p.9）

・　その他全体に関する意見要望についても，１つ目の「子育て支援についての表現を多くして欲しい」との意見については同じような考えで整理させていただきたい。（該当箇所　第４回資料１－p.3）
・　最後の「どこでも良いので，熱くさせるような表現を考えて欲しい」というご要望については，計画での言葉づかいには限りがあって非常に難しい。どうしても，淡々と記載せざるを得ないという実態である。計画については，淡々と的確な表現をさせていただきながら，実際の動き，具体の動きについては熱いものになるよう，地域に入り込んでいきたいと考えているので，ご了承いただきたい。（該当箇所　第４回資料１－p.3）

以上で，前回議論いただいた１から５までのうち修正した部分の報告について終わらせていただく。

三浦委員長

・　前回いただいた皆さんからのご意見を踏まえて精査をいただいた形を示していただいた。この点に関して意見はあるか。

後藤委員

・　文章の中に「社会資源」という言葉があちこち使われているが，この言葉はイメージできないというか，分かりにくい。資源というのだから，モノや人のような感じを受けるが，児童館のような公共施設に使うのはどうかと思った。

三浦委員長

・　こういったものを表現する場合に，人やモノといった，ハード，ソフトを含めて「社会資源」と使われると考えているが，事務局の見解はいかがか。

川手課長

・　そのとおりである。

三浦委員長

・　他に意見がなければ，協議を終了したい。
・　協議事項(２)その他について何かあるか。

亀田主査

・　次回については，１週間後の１月１５日の木曜日に今回と同じ時刻，会場で最後の委員会を開催したい。
・　その際にはこれまでいただいた意見も含めて委員会の最終案という形で資料をお示ししたい。

三浦委員長

・　１週間後に最終案が示されるということなので，ぜひ出席いただきたい。以上を持って本日の会議を閉会したい。　（午後８時１５分）